

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条【略】                      (補助の相手方)</p> <p>第5条                      (1)～(5)【略】                      (6) 農地中間管理機構 (ただし別表の I - 1 <u>(1) の 2</u> の事業に限る。)                      (7)【略】                      (補助金の交付申請)</p> <p>第6条                      (1)～(4)【略】                      (5) 水稻栽培継続計画 (別表の I - 1 (1) の <u>3</u> 及び I - 4 の 1 (2) の事業に限る。) (第3 - 2号様式)</p> <p>2【略】                      (補助の指令等)</p> <p>第7条【略】                      2【略】                      3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届 (第17号様式) をあらかじめ知事に提出するものとする。<u>国の要綱等に定めがある事業においては、</u>国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。</p>	<p>第1条～第4条【略】                      (補助の相手方)</p> <p>第5条                      (1)～(5)【略】                      (6) 農地中間管理機構 (ただし別表の I - 1 <u>(2)</u> の事業に限る。)                      (7)【略】                      (補助金の交付申請)</p> <p>第6条                      (1)～(4)【略】                      (5) 水稻栽培継続計画 (別表の I - 1 (1) の <u>2</u> 及び I - 4 の 1 (2) の事業に限る。) (第3 - 2号様式)</p> <p>2【略】                      (補助の指令等)</p> <p>第7条【略】                      2【略】                      3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届 (第17号様式) をあらかじめ知事に提出するものとする。<u>ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの (対象事業は別添事業) とし、</u>国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第8条～第16条【略】  (財産の処分、管理等)  第17条  規則第20条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書(様式第15号)を知事に提出し承認を受けるものとする。  <u>2</u> 規則第20条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。  <u>3</u> 規則第20条第2号及び3号により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。  <u>4</u> 補助の交付を受けた者は、事業の受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)、また当該公告を行わない事業にあつては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行われる受益地の転用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年法律第179号)及び、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和44年44農地A第826号)により、要綱別表の事業種類欄「区画整理事業」又は「ほ場整備事業」「農地造成事業」「農用地開発事業」「農用地開発事業」については、同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合、事業種類欄「農業用排水施設整備」及び、事業名「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」のうち「工事の実施に関する業務」に係るについては、同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地の内10ヘクタール以上)の転用が行われた場合、知事が特に認めた場合を除き、転用面積の割合に応じて算出した金額を返還しなければならない。</p>	<p>第8条～第16条【略】  (財産の処分、管理等)  第17条  <u>補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。(削除)</u>  <u>2</u> 規則第20条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書(様式第15号)を知事に提出し承認を受けるものとする。  <u>3</u> 規則第20条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。  <u>4</u> 規則第20条第2号及び3号により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。  <u>5</u> 補助の交付を受けた者は、事業の受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)、また当該公告を行わない事業にあつては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行われる受益地の転用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年法律第179号)及び、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和44年44農地A第826号)により、要綱別表の事業種類欄「区画整理事業」又は「ほ場整備事業」「農地造成事業」「農用地開発事業」「農用地開発事業」については、同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合、事業種類欄「農業用排水施設整備」及び、事業名「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」のうち「工事の実施に関する業務」に係るについては、同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地の内10ヘクタール以上)の転用が行われた場合、知事が特に認めた場合を除き、転用面積の割合に応じて算出した金額を返還しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>附 則</u>  <u>1 この要綱は、令和8年3月16日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>(別添事業) (削除)</u>  <u>補助金交付決定前着手の取扱いについて</u></p> <p><u>○補助金交付決定前着手については、公益上真にやむを得ない理由により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届を提出する。提出の際には「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」(近畿農政局令和2年4月1日付け事務連絡)を参考にすること。</u></p> <p><u>○対象事業名(ただし、別紙「交付決定前着手が公益にやむを得ないと認められる場合に該当する事例」に掲載された事業で可能とする。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・農業競争力強化農地整備事業</u></li> <li><u>・農地中間管理機構関連農地整備事業</u></li> <li><u>・水利施設等保全高度化事業</u></li> <li><u>・農村地域防災減災事業</u></li> <li><u>・中山間地域農業農村総合整備事業</u></li> <li><u>・水利施設管理強化事業</u></li> <li><u>・農地耕作条件改善事業</u></li> <li><u>・農業水路等長寿命化・防災減災事業</u></li> <li><u>・農山漁村地域整備交付金</u></li> </ul>

改正後			改正前		
別表			別表		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(I - 土地改良事業) I - 1 基盤整備促進事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) <u>又は農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号)</u> に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること  1 一般型 <u>農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号) 別紙 1 の運用 2 の別表 1</u> に掲げる事業を実施し、次に掲げる要件を全て満たす地域 (ア) 1 地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上 (イ) 1 地区あたりの受益者数が農業	1 一般型 1) 定率助成においては、工事費の 100 分の 55 以内 ただし、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地	(I - 土地改良事業) I - 1 基盤整備促進事業 <u>(1) 基盤整備促進事業 (削除)</u>	農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号) <u>(追加)</u> に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること  1 一般型 <u>表 I - (1)</u> に掲げる事業を実施し、次に掲げる要件を全て満たす地域 (ア) 1 地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上 (イ) 1 地区あたりの受益者数が農業者 2 者以上 (ウ) 1 地区あたりの受益面積が 5 ヘクタール以上	1 一般型 1) <u>表 I - (1) の (削除)</u> 定率助成 <u>(1) ~ (8) (削除)</u> において は、工事費の 100 分の 55 以内 ただし、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12

改正後		改正前		
	<p>者2者以上  (ウ) 1地区あたりの受益面積が5ヘクタール以上  ※ただし<u>農道橋、トンネルの点検診断および保全対策計画の策定においては農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1の運用1の第2の4の(2)のエに基づく</u></p> <p><u>2 耕作条件改善型</u>  <u>農地耕作条件改善事業実施要綱の別表に掲げる事業を実施し、次に掲げる要件を全て満たす地域</u>  <u>(ア) 1地区あたりの事業費の合計が200万円以上</u>  <u>(イ) 1地区あたりの受益者数が農業者2者以上</u>  <u>(ウ) 地域計画を策定していること</u></p> <p><u>3 特別型</u>  <u>各別表の定率助成(1)から(5)に掲げる事業を実施し、一般型の要件を満たす地域のうち、次のいずれかの要件を満たす水田受益を5ヘクタール以</u></p>	<p>域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾</p>	<p>※ただし<u>定率助成(9)点検診断においてはこの限りではない。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>2 特別型</u>  <u>表I-(1)の定率助成(1)から(5)に掲げる事業を実施し、一般型の要件を満たす地域のうち、次のいずれかの要件を満たす水田受益を5ヘク</u></p>	<p>年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に</p>

改正後		改正前			
	<p>上含んでいる地域。</p> <p>(ア) 水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱（以下、共同育苗要綱）に基づく水稻の共同育苗推進事業経営改善実績書を知事に提出し、事業完了後も引き続き、共同育苗要綱に基づく水稻の共同育苗等に取り組んでいること。</p> <p>(イ) 担い手の経営等農用地であること。「担い手」、「経営等農用地」の定義は農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）に定めるところによる。</p>	<p>斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）（以下「中山間地域等」という。）において行われるものにあつては、1) の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以内</p> <p><u>農道橋、トンネルの点検診断および保全対策計画の策定</u>においては中山間地域等にかかわらず、100 分の 55 以内</p>		<p>タール以上含んでいる地域。</p> <p>(ア) 水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱（以下、共同育苗要綱）に基づく水稻の共同育苗推進事業経営改善実績書を知事に提出し、事業完了後も引き続き、共同育苗要綱に基づく水稻の共同育苗等に取り組んでいること。</p> <p>(イ) 担い手の経営等農用地であること。「担い手」、「経営等農用地」の定義は農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）に定めるところによる。</p> <p><u>表 I - (1) (削除)</u></p>	<p>基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）（以下「中山間地域等」という。）において行われるものにあつては、1) の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以内</p> <p><u>表 I - (1) の定率助成(9)点検診断</u>においては中山間地域等にかかわらず、100 分の 55 以内</p>

改正後			改正前		
		<p>2) 定額助成 においては、<u>農 山漁村地域整備 交付金実施要領 別紙1の運用2 の別表2</u>に規定 される助成単価 ただし、農業 者施工の活用等 を含む事業費の 2分の1相当</p> <p><u>2 耕作条件改 善型</u> <u>1)定率助成にお いては、工事費 の100分の55 以内</u> <u>ただし、中山 間地域等におい ては工事費の 100分の60以 内</u></p>			<p>2) <u>表I-(1)の (削除)</u> 定額助 成 において は、<u>農山漁村地 域整備交付金別 紙1-1</u>に規定さ れる助成単価 ただし、農業 者施工の活用等 を含む事業費の 2分の1相当</p> <p>[新設]</p>

改正後			改正前		
		<p><u>2) 定額助成に おいては、農地 耕作条件改善事 業実施要領（平 成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振 第 2070 号）に 規定される助成 単価</u> <u>ただし、農業者 施工の活用等を 含む事業費の 2 分の 1 相当</u></p> <p><u>3 特別型</u> 1) <u>各別表の</u>定 率助成(1)～(5) においては、工 事費の 100 分の 64 以内 中山間地域等に おいて行われる ものにおいて は、工事費の 100 分の 69 以内</p>			<p><u>2 特別型</u> 1) <u>表 I - (1)の</u> 定率助成(1)～ (5)においては、 工事費の 100 分 の 64 以内 中山間地域等に おいて行われる ものにおいて は、工事費の 100 分の 69 以内</p>

改正後			改正前		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(2) 中山間地域所得向上支援事業	【略】	【略】	<u>(I-土地改良事業)</u> <u>I-1 基盤整備促進事業</u> <u>(2) 農地耕作条件改善事業 (削除)</u>	<u>農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号) に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること</u> <u>(ア) 1 地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上</u> <u>(イ) 1 地区あたりの受益者数が農業者 2 者以上</u> <u>(ウ) 地域計画を策定していること</u> <u>(削除)</u> <u>表 I-(2) (削除)</u>	<u>1) 表 I-(2) の定率助成において</u> <u>は、工事費の 100 分の 55 以内</u> <u>ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 60 以内 (削除)</u> <u>2) 表 I-(2) の定額助成においては、農地耕作条件改善事業実施要領に規定される助成単価</u> <u>ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の 2 分の 1 相当</u> <u>(削除)</u>
			(3) 中山間地域所得向上支援事業	【略】	【略】

改正後			改正前		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
I - 3 県単独 基盤整備促進 事業 (1) <u>農業用排水施設整備事業</u>	【略】	【略】	I - 3 県単独 基盤整備促進 事業 (1) <u>農業用排水路整備事業</u>	【略】	【略】
I - 4 農業水利施設 整備・診断事業	1 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号)、 <u>又は土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号)</u> に基づく農業用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること (1) 【略】 (2) 特別型 一般型の要件を満たす地域のうち、別	1 (1) 【略】 (2) 【略】	I - 4 農業水利施設 整備・診断事業	1 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号) <u>又は</u> 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号) <u>(追加)</u> に基づく農業用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること  (1) 【略】 (2) 特別型 一般型の要件を満たす地域のうち、別	1 (1) 【略】 (2) 【略】

改正後			改正前		
	表 I - 1 (1) の <u>3</u> (ア) 又は (イ) の要件を満たす水田受益を 5 ヘクタール以上含んでいる地域。			表 I - 1 (1) の <u>2</u> (ア) 又は (イ) の要件を満たす水田受益を 5 ヘクタール以上含んでいる地域。	
(Ⅲ - 農村整備事業) Ⅲ - 1 農業集落排水事業	【略】	(1) 工事費の 100 分の <u>50</u> 以内 (2) 【略】 (3) 【略】	(Ⅲ - 農村整備事業) Ⅲ - 1 農業集落排水事業	【略】	(1) 工事費の 100 分の <u>55</u> 以内 (2) 【略】 (3) 【略】

改正後			改正前		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(IV－その他 土地改良事業) IV－1 水利施設管理 強化事業	<u>水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）に基づく以下の内容</u>  <u>1 一般型</u> <u>水利施設管理強化計画に基づき、土地改良区、土地改良区連合又は市町村（以下「土地改良区等」という。）が国営造成施設又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営又は水資源機構営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）の管理を行うもの</u>  <u>2 連携保全型</u> <u>連携管理保全計画及び水利施設管理強化計画に基づき、土地改良区等が国営造成施設等の管理を行うもの</u>  <u>3 特別型</u> <u>（ア）農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）の渇水・高温対策体制の整備を図るもの</u>	<u>1 一般型</u> 事業費の100分の50以内  <u>2 連携保全型</u> 事業費の100分の50以内  <u>3 特別型</u> <u>（ア）定額</u> <u>（イ）事業費の100分の50以内</u>	(IV－その他 土地改良事業) IV－1 水利施設管理 強化事業	<u>水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）により、水利施設管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設の管理を行うもの</u>  [新設]	<u>（追加）</u> 事業費の100分の50以内  [新設]

改正後			改正前		
	<p>(イ) <u>国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策の取組を図るもの</u></p>				

改正後			改正前		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(V - 土地利用調整事業) V - 1 農業経営高度化支援事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2065 号)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2308 号)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号)、 <u>又は水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号)</u> に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務  (1) 【略】 (2) 【略】	(1) 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】	(V - 土地利用調整事業) V - 1 農業経営高度化支援事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2065 号)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2308 号)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号) <u>(追加)</u> に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務  (1) 【略】 (2) 【略】	(1) 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】